

自走式移動販売車（キッチンカー）に
よる**出店**及び**出店者登録**要項
【令和6年3月改定版】

令和6年3月

猪名川町まちづくり部建設課

1 目的

公園内において自走式移動販売車（以下「キッチンカー」という。）による飲食等の販売を希望する出店者に対し、公園使用を許可することで、新たなにぎわい創出と公園利用者の利便性向上を図ることを目的としています。

2 概要

(1) 出店対象公園

ふれあい公園（総合公園）内の指定場所 ※別紙参照

※令和6年4月より、出店場所を文化体育館前2台及び図書館前2台とします。

(2) 出店可能日時等

毎月、公園管理者が指定した日

午前10時～午後4時まで（準備及び撤去作業を含む。）

(3) 出店許可台数及び使用面積

4台分（1事業者につき1台のみ） 1台あたり15平方メートル

（出店希望者が、定数を超える場合は抽選により決定します。）

(4) 出店形態

猪名川町内においてキッチンカーによる営業許可を受けたキッチンカーによる出店とします。

(5) 販売品目

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物とします。ただし、酒・アルコール類の販売は認めません。

(6) 出店に係る公園使用料

1台につき、2,000円/日

(6) その他特記事項

- ① キッチンカーは、車高3.5メートル以内のものに限ります。
- ② 出店にあたり、電気、水道及び排水設備等は、出店者自らが準備することとし、公園内の施設を使用しないでください。
- ③ 町がイベント等で使用する、又は台風等荒天により町が危険と判断した場合は、出店を不可とする場合があります。
- ④ キッチンカーでの出店に係る公園使用については、事情により許可しない場合があります。

3 出店登録等について

(1) 出店にあたっての出店登録

出店するにあたり、事前に出店者登録申請を行い、資格証の交付を受ける必要があります。

なお、出店登録は、次に掲げる資格をすべて有する個人、法人又は団体とします。

- ① キッチンカーを保有又は借り受けている者（リース車両で出店する場合は、車検証の使用者と伊丹健康福祉事務所が発行する営業許可証の名義が同一であること。）
- ② 健康福祉事務所が発行する猪名川町内でのキッチンカーによる営業許可証を有する者
- ③ 食品衛生責任者の資格を有する者で、食品衛生法等関係法令を遵守する者
- ④ 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している者
- ⑤ 国税及び猪名川町税の滞納がない者
- ⑥ 次に掲げる事由に該当しない者
 - ア 未成年者
 - イ 破産者であって復権していない者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続きの申し立てがなされている者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
 - エ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
 - オ 公園内で政治活動又は宗教活動を行う者及びそのおそれがある者
 - カ 公園の円滑な管理に支障をきたす者及びそのおそれのある者
- ⑦ 出店により発生するゴミ（残飯、包装容器等）及び排水等を適切に処理できる者
- ⑧ その他、関係法令及び猪名川町からの指示を遵守できる者

(2) 出店登録申請手続き

出店登録申請にあたっては、次に掲げる書類を揃え、まちづくり部建設課に提出してください。その後、提出書類を審査したうえで、問題がなければに出店登録資格証を発行します。

- ① 自走式移動販売車（キッチンカー）による出店者登録申請書（様式第1号）
- ② 営業許可証一式の写し
- ③ 食品衛生責任者資格証明書等の写し
- ④ 生産物賠償責任保険に加入していることがわかる書類の写し
- ⑤ 国税及び町税等に未納がないことを確認できる書類
- ⑥ 誓約書（様式第2号）
- ⑥ 出店するキッチンカーの車検証の写し
- ⑦ キッチンカーの写真（ナンバープレート及び販売形態がわかる写真画像）

※ 写真画像には、販売時の最大幅、最大長さ、最大高さを記入してください。

(3) 出店登録申請受付

令和5年4月1日から

(4) 出店登録有効期間

登録日から登録日の属する年度の3月31日まで

(次年度以降の登録申請は、前年度の2月以降に申請を受け付けます)

(5) 出店登録資格の制限

次のいずれかに該当する者は、出店登録を取り消すものとします。また、このこと
猪名川町が損害を被った際は、賠償請求ができるものとし、また出店者が被った
損害について猪名川町は、一切の責めを負わないものとします。

① 出店登録後に登録申請内容に虚偽の事実が判明した場合

② 出店条件を遵守しない等、猪名川町が出店を不相当と判断した場合

4 出店に関する手続等

(1) 出店（公園使用許可）申請の手続き

出店希望者は、出店登録完了後、出店日の前月の20日（役場閉庁日の場合は翌
開庁日）までに次に掲げる書類を揃え、まちづくり部建設課に提出してください。

なお、当該月の出店希望者が定数を超える場合は抽選のうえ決定します。

① 出店登録資格証の写し

② 公園内行為使用許可申請書

(2) 公園使用料の納付

猪名川町都市公園条例（昭和58年条例第17号）に基づき、指定の納付書にお
いて公園使用許可時に出店に係る公園使用料（2,000円）を納入していただき
ます。

5 出店における注意事項

(1) 販売品について

① 販売品は、出店者登録申請において申請した内容以外のものは販売しないでく
ださい。

② 販売に使用する食材等は、安全が認められている食材を使用してください。

③ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないでください。

(2) キッチンカーの設備等について

① 出店に係るすべての費用は、出店者の負担とします。

② 出店者は、必ず出店スペース内にゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物等
(排水を含む。)を処理してください。また、購入者に対し適正なゴミの処分を

お願いしてください。

- ④ BGMを流す場合は、公園利用者や周辺住民の迷惑にならないような音量にしてください。
 - ⑤ 火気を使用する場合は、消火器の設置及び必要な届け出を行ってください。
- (3) その他について
- ① 出店者は、出店登録資格証及び公園内使用申請許可証をキッチンカーの見やすい場所に掲示してください。
 - ② 販売終了後は、現状回復を行うとともに、公園内に販売物のゴミがないか確認し、清掃してください。
 - ③ 公園内にキッチンカーを乗り入れる際は、別紙図面に従って進入してください。その際は、歩行者等の最新の注意を払って進入してください。
 - ④ 公園内を走行する場合は、時速5キロメートル以下とし必ずハザードランプを点灯させてください。
 - ⑤ 車両移動時以外は、キッチンカーのエンジンを停止させてください。
 - ⑥ 出店に起因する事故(キッチンカーとの接触、事故食中毒、火災等)や苦情(販売品、営業方法等に関するもの)は、出店者が全責任を負うものとし、誠意をもって対応してください(猪名川町は一切の責任を負いません。)
 - ⑦ 出店者は、その責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅し、又は損傷した時は、当該損害額に相当する金額を損害賠償していただきます。ただし、現状に回復した場合はこの限りではありません。
 - ⑧ 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失については、猪名川町は一切の責任を負いません。
 - ⑨ 出店者の責め(天候によるものも含む。)により出店をキャンセルした際、原則として納付された公園使用料は返還できません。
 - ⑩ 都市公園関係及びその他関係法令を遵守してください。

6 その他

本要項に定めのない事項は、猪名川町と出店者で協議することとします。

7 問い合わせ、出店登録及び公園使用許可に係る申請先

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1 1 番地の1

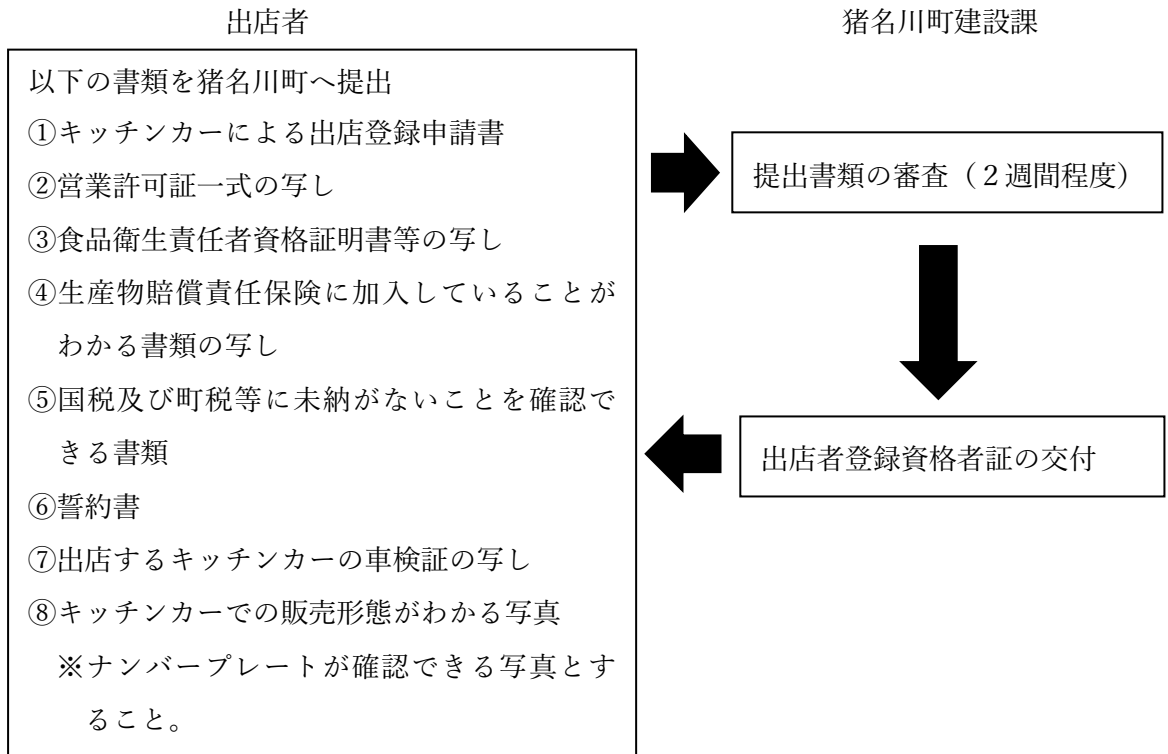
猪名川町まちづくり部建設課

電 話 072-766-8705

E-MAIL kensetsu@town.inagawa.lg.jp

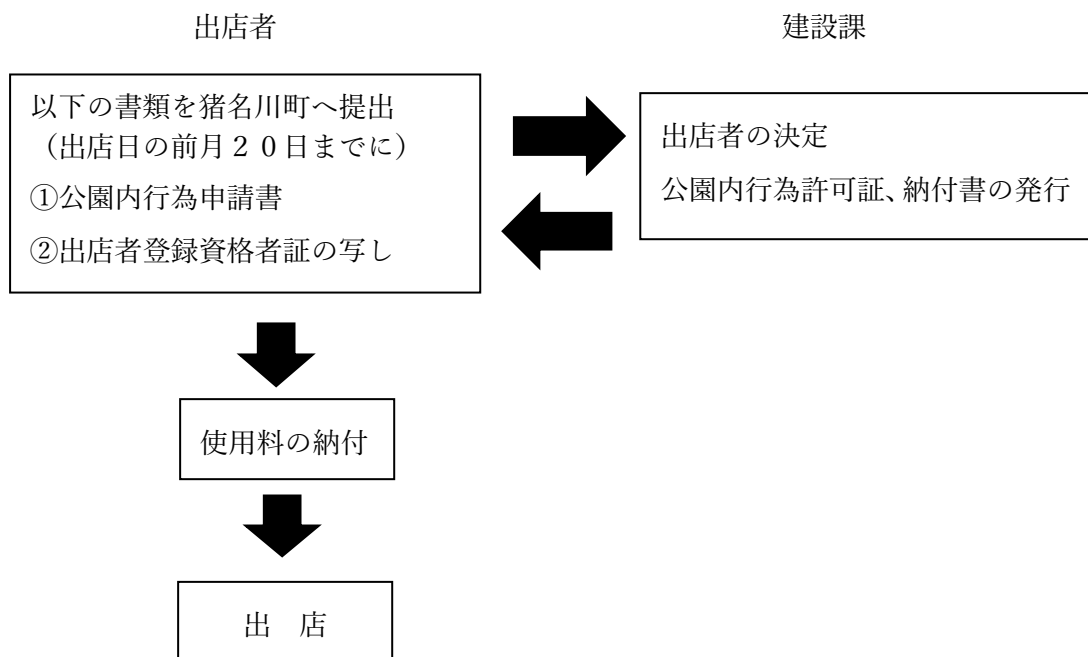
出店までの流れ

1 出店登録申請



2 出店申請（出店月の前月20日まで）

※希望者が定数を超えた場合は抽選で決定



(別紙) キッチンカー出店位置図



猪名川町生涯学習センター
(図書館・中央公民館)

出店場所③・④ 進入路

④

③

芝生広場

文化体育館 (イナホール)

①

②

出店場所①・② 進入路

